

平成16年12月22日

旧一等・二等航空整備士（飛行機）の
技能証明取得者に対する限定について

航空法施行規則の一部を改正する省令（平成12年運輸省令第28号）の規定に基づき、旧資格の一等航空整備士（飛行機）及び二等航空整備士（飛行機）の技能証明を受けた者は、以下の型式の航空機について限定をされたものとみなす。

限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式
セスナ式500型	セスナ式500型 同 550型 同 560型 同 650型
D・B式ファルコン10型	ダッソー・ブレゲー式ファルコン10型
D・B式ファルコン200型	ダッソー・ブレゲー式ファルコン200型
三菱式MU-300型	三菱式MU-300型
BAe式 ジェットストリーム3200型	ブリティッシュ・エアロスペース式 ジェットストリーム3217型
インダストリー式1125型	イスラエル・エアクラフト・インダストリーズ式1125型
サーブ・スカニア式 SAAB340B型	サーブ・スカニア式SAAB340B型
ビーチクラフト式B300型	ビーチクラフト式B300型
デ・ハビラント式DHC-8-100型	デ・ハビラント式DHC-8-103型 (最大離陸重量が15,000kg以下のもの)
リアジェット式31A型	リアジェット式31A型
ドルニエ式228型	ドルニエ式DORNIER228-212型